和26年法律第204号）に基づく知事の権限に属する事務	スの製造の許可										
	2　同法第９条の規定による高圧ガスの製造の許可の取消し			○							
	3　同法第11条第３項又は第12条第３項の規定による製造のための施設の修理等の命令			○							
	4　同法第14条第１項の規定による製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可				○						
	5　同法第15条第２項の規定による技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことの命令				○						
	6　同法第16条第１項の規定による高圧ガス貯蔵所の設置の許可				○						
	7　同法第18条第３項の規定による高圧ガス貯蔵所の修理等の命令				○						
	8　同法第19条の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可				○						
	9　同法第20条の規定による高圧ガスの製造のための施設等の完成検査				○						
	10　同法第20条の５第２項の規定による改善の勧告又は同条第３項の規定による公表				○						
	11　同法第20条の６第２項の規定による技術上の基準に従って販売すべきことの命令				○						
	12　同法第22条第１項の規定による高圧ガス等の検査				○						
	13　同法第22条第３項の規定による輸入高圧ガス等の廃棄その他の必要な措置の命令			○							
	14　同法第24条の３第３項の規定による消費のための施設の修理等の命令				○						
	15　同法第26条第２項の規定による危害予防規程の変更の命令				○						
	16　同法第26条第４項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告			○							
	17　同法第29条第３項の規定による販売主任者免状等の交付				○						
	18　同法第30条の規定による販売主任者免状等の返納の命令			○							
	19　同法第31条第２項の規定による販売主任者等試験の実施			○							
	20　同法第34条の規定による保安統括者等の解任の命令			○							
	21　同法第35条第１項の規定による特定施設の保安検査				○						
	22　同法第38条第１項の規定による高圧ガスの製造の許可等の			○							

	取消し及び高圧ガスの製造等の停止の命令									
	23　同法第38条第２項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令		○							
	24　同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置		○							
	25　同法第49条の30又は第49条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令		○							
	26　同法第58条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等			○						
	27　同法第61条の規定による業務に関する報告の徴収							○		
	28　同法第62条の規定による事務所等への立入検査の実施							○		
	29　同法第63条第２項の規定による災害発生の日時等の報告の命令							○		
	30　同法第64条の規定による現状の変更の指示			○						
十一　高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第18条第１項第１号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1　同法第20条第１項ただし書の規定による完成検査機関の指定			○						
	2　同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可等			○						
	3　同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令			○						
	4　同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等		○							
	5　同法第61条第２項の規定による指定完成検査機関に対する報告の徴収							○		
	6　同法第63条第２項の規定による指定完成検査機関への立入検査等の実施							○		
十二　高圧ガス保安法施行令第18条第１項第２号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1　同法第22条第１項第１号の規定による指定輸入検査機関の指定			○						
	2　同法第58条の30の２第２項において準用する同法第58条の23の規定による指定輸入検査機関の業務規程の認可等			○						
	3　同法第58条の30の２第２項において準用する同法第58条の29の規定による指定輸入検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令			○						
	4　同法第58条の30の２第２項において準用する同法第58条の30の規定による指定輸入検査機関の指定の取消し等		○							
	5　同法第61条第２項の規定による指定輸入検査機関に対する報告の徴収							○		

	6　同法第62条第２項の規定による指定輸入検査機関への立入検査等の実施							○		
十三　高圧ガス保安法施行令第10条第１項第３号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1　同法第35条第１項第１号の規定による保安検査機関の指定			○						
	2　同法第58条の30の３第２項において準用する同法第58条の23の規定による指定保安検査機関の業務規程の認可等			○						
	3　同法第58条の30の３第２項において準用する同法第58条の29の規定による指定保安検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令			○						
	4　同法第58条の30の３第２項において準用する同法第58条の30の規定による指定保安検査機関の指定の取消し等		○							
	5　同法第61条第２項の規定による指定保安検査機関に対する報告の徴収							○		
	6　同法第62条第２項の規定による指定保安検査機関への立入検査等の実施							○		
十四　高圧ガス保安法施行令第18条第２項の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1　同法第29条第３項の規定による製造保安責任者免状の交付			○						
	2　同法第30条の規定による製造保安責任者免状の返納の命令		○							
	3　同法第31条第２項の規定による製造保安責任者試験の実施		○							
	4　同法第41条第２項の規定による技術上の基準に従って製造すべきことの命令		○							
	5　同法第44条第１項の規定による容器検査の実施							○		
	6　同法第48条第５項の規定による高圧ガスの充てんの許可			○						
	7　同法第49条第１項の規定による容器再検査							○		
	8　同法第50条第３項の規定による容器検査所の登録等			○						
	9　同法第52条第４項の規定による検査主任者の解任の命令		○							
	10　同法第53条の規定による容器検査所の登録の取消し及び容器再検査等の停止の命令		○							
	11　同法第55条第１項の規定による容器のくず化等の命令							○		
十五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長（倉吉市長及び東伯郡	1　同法第３条の２第１項の規定による液化石油ガス販売事業の登録及び同条第２項の規定による通知			○						
	2　同法第13条第２項の規定による災害の発生の防止に関し必要な措置の命令		○							
	3　同法第14条第２項の規定による書面の交付又は再交付の命		○							

の町村長を除く。）又は広域連合の長に委任したものを除く。）	令										
	4　同法第16条第３項の規定による販売施設の修理等の命令			○							
	5　同法第16条の２第２項の規定による供給設備の修理等の命令			○							
	6　同法第22条の規定による業務主任者等の解任の命令		○								
	7　同法第25条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し		○								
	8　同法第26条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令		○								
	9　同法第29条第１項の規定による保安機関の認定			○							
	10　同法第32条第１項の規定による保安機関の認定の更新			○							
	11　同法第33条第１項の規定による一般消費者等の数の増加の認可			○							
	12　同法第34条第３項の規定による保安業務の実施等の命令			○							
	13　同法第35条第１項の規定による保安業務規程の認可及び変更の認可			○							
	14　同法第35条第３項の規定による保安業務規程の変更の命令			○							
	15　同法第35条の２の規定による認定の基準に適合するための措置の命令			○							
	16　同法第35条の３の規定による保安機関の認定の取消し		○								
	17　同法第35条の５の規定による消費設備の修理等の命令		○								
	18　同法第35条の６第１項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定			○							
	19　同法第35条の10第１項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○								
	20　同法第35条の10第２項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○								
	21　同法第36条第１項の規定による貯蔵施設の設置等の許可			○							
	22　同法第37条の２第１項の規定による貯蔵施設等の変更の許可			○							
	23　同法第37条の３第１項の規定による貯蔵施設等の完成検査の実施			○							
	24　同法第37条の４第１項の規定による充てん設備の許可			○							
	25　同法第37条の４第３項において準用する同法第37条の２第１項の規定による充てん設備の変更の許			○							

		可									
		26　同法第37条の４第４項において準用する同法第37条の３第１項の規定による充てん設備の完成検査の実施			○						
		27　同法第37条の５第３項の規定による充てん設備の修理等の命令		○							
		28　同法第37条の６第１項の規定による充てん設備の保安検査の実施			○						
		29　同法第37条の７第１項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又は使用の停止の命令		○							
		30　同法第38条の４第１項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付			○						
		31　同法第38条の４第４項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納の命令		○							
		32　同法第38条の５の規定による液化石油ガス設備士試験の実施		○							
		33　同法第82条第１項又は第２項の規定による業務等に関する報告の徴収						○			
		34　同法第83条第３項又は第４項の規定による事務所等への立入検査の実施						○			
	十六　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条第１項の規定により知事が行うこととされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1　同法第16条の２第２項の規定による供給設備の修理等の命令		○							
	十七　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条第２項から第６項までの規定により知事が行うこととされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1　同法第82条第１項の規定による業務等に関する報告の徴収						○			
		2　同法第83条第１項の規定による事務所等への立入検査等の実施						○			
		3　同法第83条第２項の規定による保安機関の事務所等への立入検査等の実施						○			
	十八　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長（倉吉市長及び東伯郡の町村長を除く。）又は広域連合の長に委任し	1　同法第５条の規定による火薬類の販売の営業の許可			○						
		2　同法第８条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し		○							
		3　同法第11条第３項の規定による技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことの命令		○							

たものを除く。）	4　同法第12条第１項の規定による火薬庫の設置等の許可			○						
	5　同法第13条の規定による火薬庫の所有等をしないことの許可			○						
	6　同法第14条第２項の規定による火薬庫の修理等の命令			○						
	7　同法第15条第１項又は第２項の規定による火薬庫の完成検査の実施			○						
	8　同法第24条第１項の規定による火薬類の輸入の許可		○							
	9　同法第27条第１項の規定による火薬類の廃棄の許可			○						
	10　同法第29条第１項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可			○						
	11　同法第29条第４項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定			○						
	12　同法第30条第３項の規定による取扱保安責任者等の選任及び解任の届出の受理							○		
	13　同法第31条第３項の規定による火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施		○							
	14　同法第31条第３項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の交付			○						
	15　同法第31条第５項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の返納の命令		○							
	16　同法第31条第７項において準用する同法第17条第７項及び第８項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の書換え及び再交付			○						
	17　同法第33条第２項の規定による取扱保安責任者等の代理者の選任及び解任の届出の受理							○		
	18　同法第34条第２項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令		○							
	19　同法第35条第１項の規定による火薬庫の保安検査の実施			○						
	20　同法第36条第２項の規定による安定度試験の実施の命令		○							
	21　同法第43条の規定による製造所等への立入検査の実施							○		
	22　同法第46条第２項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収							○		
	23　同法第47条の規定による現状の変更の指示			○						
	24　同法第52条第２項の規定による公安委員会等への通報			○						
十九　火薬類取締法施行令（昭和25	1　同法第３条の規定による火薬類の製造の許可			○						

年政令第323号）第16条第１項の規定により知事が行うこととされた火薬類取締法に基づく事務（市町村長（倉吉市長及び東伯郡の町村長を除く。）又は広域連合の長に委任したものを除く。）	2　同法第８条の規定による火薬類の製造の許可の取消し			○							
	3　同法第９条第３項の規定による製造施設の修理等の命令				○						
	4　同法第10条第１項の規定による製造施設の位置等の変更の工事等の許可				○						
	5　同法第13条第１項又は第２項の規定による製造施設の完成検査の実施				○						
	6　同法第28条第１項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可				○						
	7　同法第28条第４項の規定による危害予防規程の変更の命令				○						
	8　同法第29条第１項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可				○						
	9　同法第34条第１項の規定による製造保安責任者等の解任の命令			○							
	10　同法第35条第１項の規定による特定施設の保安検査の実施				○						
	11　同法第42条の規定による事業等に関する報告の徴収							○			
	12　同法第44条の規定による火薬類の製造の営業の許可等の取消し及び事業の停止の命令			○							
	13　同法第45条の規定による災害の発生の防止等のための措置			○							
二１　電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）第５条第１項の規定により知事が行うこととされた電気用品取締法（昭和36年法律第234号）に基づく事務	1　同法第45条第１項の規定による業務に関する報告の徴収							○			
	2　同法第46条第１項の規定による事務所等への立入検査の実施							○			
二十一　ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第45条第２項の規定による損失の補償の裁定			○							
二十二　ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第８条の規定により知事が行うこととされたガス事業法に基づく事務	1　同法第46条第１項の規定による事業に関する報告の徴収							○			
	2　同法第47条第１項の規定による営業所等への立入検査の実施							○			
	3　同法第47条の２第１項の規定によるガス用品を提出すべきことの命令							○			
二十三　武器等製造法（昭和28年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第17条第１項の規定による猟銃等の製造の許可				○						
	2　同法第18条の規定による猟銃等の試験的製造の許可				○						
	3　同法第19条第１項の規定による猟銃等				○						

		の販売の事業の許可									
		4　同法第20条において準用する同法第6条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し		○							
		5　同法第20条において準用する同法第8条第1項の規定による猟銃等の種類の変更の許可			○						
		6　同法第20条において準用する同法第9条第3項の規定による猟銃等の製造のための設備等の修理等の命令		○							
		7　同法第20条において準用する同法第12条第1項の規定による工場等の移転の許可			○						
		8　同法第20条において準用する同法第15条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し及び事業の停止の命令		○							
		9　同法第25条第1項の規定による工場等への立入検査の実施						○			
文化振興課	一　鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第5条の規定による利用料金の減免の決定			○						
	二　鳥取県立県民文化会館管理規則（平成5年鳥取県規則第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第8条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○						
		2　同規則第9条の規定による必要な措置の命令及び必要な指示			○						
		3　同規則第10条の規定による利用許可の取消し		○							
	三　鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○						
		3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○						
		4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○							
		5　同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定			○						
	四　鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務（男女共同参画推進課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同条例第3条の規定による利用の許可			○						
		2　同条例第4条第2項の規定による利用の拒否			○						
		3　同条例第5条の規定による必要な措置の命令			○						
		4　同条例第6条の規定による利用許可の取消し		○							
		5　同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定			○						
観	一　旅行業法	1　同法第5条第1項		○							

光課	旅行令（昭和49年政令第338号）の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく事務	の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録												
		2　同法第６条第１項（同法第６条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否	○											
		3　同法第６条の３第１項の規定による有効期間の更新の登録			○									
		4　同法第６条の４第４項の規定による登録事項の変更に係る届出があった事項の登録			○									
		5　同法第７条第４項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告			○									
		6　同法第７条第５項（同法第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定による旅行業の登録の取消し			○									
		7　同法第12条の２第１項の規定による旅行業約款の認可及びその変更の認可			○									
		8　同法第18条の３の規定による業務改善命令			○									
		9　同法第19条第１項又は第２項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の取消し	○											
		10　同法第20条第１項又は第２項の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録の抹消			○									
		11　同法第23条第１項の規定による意見の聴取	○											
		12　同法第23条第３項の規定による意見を聴取しないで行う登録の拒否		○										
		13　同法第25条の規定による旅行業者等の団体の届出の受理			○									
		14　同法第26条第１項又は第２項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収又は旅行業者等の営業所等への立入検査の実施			○									
	二　旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第49条第１項の規定による意見聴取会の議長の指名	○											
	三　通訳案内業法（昭和24年法律第210号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条の規定による通訳案内業の免許		○										
		2　同法第14条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令	○											
	四　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第12条第２項又は第13条第２項（これらの規定を同法第18条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置を講ずべきことの指示			○									

		2　同法第44条第１項又は第３項の規定による登録ホテル業等を営む者の事業に関する報告の徴収又は登録ホテル等への立入検査の実施				○						
	五　鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成９年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による利用の許可				○						
		2　同条例第４条第２項の規定による入館の拒否及び退去の命令				○						
		3　同条例第５条の規定による必要な措置の命令				○						
		4　同条例第６条の規定による利用許可の取消し		○								
	六　鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成９年鳥取県条例第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条第２項の規定による入館の拒否及び退去の命令				○						
		2　同条例第４条の規定による必要な措置の命令				○						
		3　同条例第５条の規定による利用の許可				○						
		4　同条例第６条の規定による利用許可の取消し		○								
景観自然課	一　鳥取県景観形成条例（平成５年鳥取県条例第３号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第６条第４項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示	○									
		2　同条例第10条第２項（同条例第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定予定等の公告	○									
		3　同条例第10条第４項（同条例第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等に関する公聴会の開催		○								
		4　同条例第10条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等の告示			○							
		5　同条例第13条第１項又は第17条第１項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導 （一）　周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るもの					○					
		（二）　鉱物の掘採に係るもの（（一）に係るものを除く。）							○			
		（三）　屋外における物品の集積又は貯蔵に係るもの（（一）に係るものを除く。）								○	保健所長	
		（四）　木竹の伐採及び都市計画区域外における土地の区画形質の変更に係るもの（（一）に係るものを除く。）								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		（五）　建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域内における土地の区画形質の変更に係るもの（（一）に係るものを除く。）								○	土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長	
		6　同条例第13条第２項（同条例第17条第２項において準用する場合を含む。）の規			○							

		定による指導に従うべきことの勧告									
		7　同条例第13条第３項（同条例第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けるべき者についての意見の聴取	○								
		8　同条例第13条第４項（同条例第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わない旨の公表	○								
		9　同条例第14条第４項の規定による大規模行為景観形成基準の制定又は変更の告示		○							
	二　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第12条第４項の規定による国定公園に関する公園事業の決定	○								
		2　同法第14条第２項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請		○							
		3　同法第15条第２項又は第３項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可		○							
		4　同法第17条第３項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可			○						
		5　同法第18条第３項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可		○							
		6　同法第20条の規定による国定公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮			○						
		7　同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令		○							
		8　同法第22条の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施						○			
		9　同法第28条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収		○							
		10　同法第29条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収		○							
		11　同法第32条第１項の規定による国定公園の指定等のための実地調査の実施						○			
		12　同法第39条第４項の規定による国定公園に関する公園事業の執行についての協議					○				
		13　同法第40条の規定による国定公園の特別地域内等における国の機関の行う行為についての協議又は国の機関に対する国		○							

		立公園若しくは国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求									
	三　自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第３項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1　同法第17条第３項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加			○						
		2　同法第18条の２第３項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加		○							
		3　同法第20条の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮			○						
		4　同法第21条の規定による国立公園についての原状回復等の命令		○							
	四　自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第５条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理							○		
		2　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第６条の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の位置等の変更の承認		○							
		3　同令第17条において準用する同令第７条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認		○							
		4　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第７条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理							○		
		5　同令第17条において準用する同令第８条第１項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認		○							
		6　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第８条第１項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理							○		
		7　同令第17条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理							○		
		8　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第12条の規定による国定公園に関する公園事業に係る報告の徴収及び立入検査等						○			
		9　同令第17条又は同条において準用する		○							

	同令第16条において準用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業に係る改善命令									
	10　同令第17条において準用する同令第14条第２項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し			○						
	11　同令第17条において準用する同令第15条の規定による国定公園に関する公園事業に係る原状回復命令等			○						
五　鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第４条（同条例第５条において準用する場合を含む。）の規定による県立自然公園の区域の指定	○								
	2　同条例第６条（同条例第７条において準用する場合を含む。）の規定による公園計画の決定	○								
	3　同条例第８条第１項又は第２項の規定による県立自然公園に関する公園事業の決定又は公園事業の一部の執行の承認			○						
	4　同条例第11条第３項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可				○					
	5　同条例第13条第２項、第４項又は第６項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮				○					
	6　同条例第14条の規定による原状回復等の命令			○						
	7　同条例第15条第１項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施							○		
	8　同条例第16条第１項又は第３項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の機関等の行う行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求			○						
	9　同条例第17条の規定による集団施設地区の指定等	○								
六　鳥取県立自然公園条例施行規則（平成６年鳥取県規則第69号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第１項の規定による施設の供用開始期日の指定							○		
	2　同規則第４条第２項の規定による期日の延期							○		
	3　同規則第６条の規定による施設の位置等の概要の変更の承認				○					
	4　同規則第７条の規定による公園事業の休止又は廃止の承認				○					
	5　同規則第８条第１項の規定による公園事業者たる地位の承継の承認				○					
	6　同規則第11条第２			○						

		項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し											
水産課	一～九　略												
	十　鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）に基づく知事の権限に属する事務	1～20　略											
	十一　鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略											
	十二及び十三　略												
漁港課	一　漁港工事等（水産基盤整備事業に係る工事をいう。以下一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　漁港工事等に係る起工の決定 （一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○										
		（二）　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○									
		（三）　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				○							
		2　漁港工事等に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○										
		（2）　（1）以外のもの		○									
		（二）　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○									
		（三）　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1）　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○									
		（2）　契約金額の5割以上の増を伴うもの		○									
		（3）　（1）及び（2）以外のもの				○							
		3　略											
		4　漁港工事等に係る請負契約の締結の決定 （一）　請負対象設計金額が2億円以上		○									

水産課	一～九　略												
	十　鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年9月鳥取県規則第46号）に基づく知事の権限に属する事務	1～20　略											
	十一　鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年9月鳥取県規則第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略											
	十二及び十三　略												
漁港課	一　漁港工事等（漁港整備事業及び沿岸漁場整備開発事業に係る工事をいう。以下一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　漁港工事等の執行の決定 （一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの	○										
		（二）　請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの		○									
		（三）　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの				○							
		2　漁港工事等に係る起工の決定 （一）　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○										
		（二）　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○									
		（三）　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの				○							
		3　漁港工事等に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○										
		（2）　（1）以外のもの		○									
		（二）　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○									
		（三）　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの （1）　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○									
		（2）　契約金額の5割以上の増を伴うもの		○									
		（3）　（1）及び（2）以外のもの				○							
		4　略											
		5　漁港工事等に係る請負契約の締結の決定 （一）　請負対象設計金額が1億円以上		○									

		の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○													の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○						
		5　略																6　略									
		6　略																7　略									
		7　漁港工事等の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○ ○															8　漁港工事等の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○									
	二　漁港工事等に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○												二　漁港工事等に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務 1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○		○						
		2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○			○												2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○			○						
		3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○			○												3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○			○						
		4～6　略																4～6　略									
		7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの	○ ○															7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの	○ ○									
																		8　同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約	○									

8　略										
9　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託										
（一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									
（二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○								
（三）　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの				○						
10　略										
11　略										
12　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更										
（一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									
（二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○								
（三）　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの				○						
13　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定										
（一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対	○									

の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの										
（二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。））が２億円未満の工事に係るもの		○								
9　略										
10　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託										
（一）　請負対象設計金額が２億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									
（二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が１億円以上２億円未満の工事に係るもの		○								
（三）　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの				○						
11　略										
12　略										
13　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更										
（一）　請負対象設計金額が２億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									
（二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が１億円以上２億円未満の工事に係るもの		○								
（三）　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの				○						
14　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定										
（一）　請負対象設計金額が２億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対	○									